

平成14年度工事定期監査結果に基づき講じた措置（建設局，都市計画総局，みなと総局）

(1) 設計・積算

設計

- ア) 雨水幹線築造工事において，親杭横矢板土留工の横矢板厚の設計に際し，経済性・施工性に関しより一層の配慮をすべきであったもの（建設局）
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

設計において，経済性・施工性に関してより一層の配慮をしていくとともに，設計照査を十分に行うよう設計担当者全員に周知徹底いたしました。

- イ) 街路築造工事において，舗装断面の決定に際し，経済性についてより一層の配慮をすべきであったもの（都市計画総局）
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後，設計を行うにあたって工事関係職員に対し，経済性に留意した検討，適正な技術基準の適用，相互チェック体制の再確認を行うよう，書面による周知徹底を図りました。また，引き続き工事関係職員に対し研修等を行い資質の向上を図っていきます。

- ウ) 屋外排水設備工事において，マンホールふたの設計に際し，経済性についてより一層の配慮をすべきであったもの（都市計画総局）
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後，設計を行うにあたり，設計条件の十分な確認を行い経済設計に努めるよう，チェックリストを作成し，設計担当職員に周知徹底しました。なお，本件につきましては設計変更にて是正しました。

- エ) トレンチ内配管の保温工事において，設計時に，仕上げのグレードを標準の仕様にしていなかったため，過大設計になっていたもの（都市計画総局）
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

仕様の選定に際しては，設計基準を遵守して設計するよう設計担当職員に係会議で周知徹底した。なお，本件については，過大部分を設計変更にて是正した。

- オ) ガス配管工事において，設計図面に，腐食防止用マグネシウム陽極設置工事を記載していなかったもの（都市計画総局）
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

工事に必要な図面の記載もれがないようチェックを十分に行い，細心の注意を払って設計業務を進めるよう設計担当職員に係会議で周知徹底した。なお，現場の施工は確実に行った。

積算

- ア) 処理場電気設備工事において、電気室ピット築造用生コンクリート工費の積算に際し、数量の算出を誤ったため過小となっているもの (建設局)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

本工事は平成12年度の積算ですが、平成13年度から積算用紙の書式を変更し、間違いが起こらないよう対応しております。また積算担当者への研修を実施し、適正な積算について周知徹底いたしました。

- イ) 道路改良工事において、盛土数量の算出に際し、誤って数量の一部を二重に計上していたもの (建設局)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

土木工事における積算の際に使用している土木工事標準積算基準書(土木工事施工単価積算基準)に盛土数量を二重に計上しないよう留意事項を記載した。また、その内容を積算業務関係職員に周知徹底した。

- ウ) 再開発ビル電気設備工事において、非常用発電設備費の積算に際し、積算基準に基づいて搬入費を計上していたが、搬入費が含まれている見積金額を採用したため過大となっているもの (都市計画総局)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

見積り内容を明確にするために、徴取の範囲・条件を記載する様式を作成しました。また、その様式について積算担当職員に周知徹底しました。

- エ) 小学校校舎改築電気設備工事において、直列リアクトル費の積算に際し、採用単価を誤ったため過大となっているもの (都市計画総局)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

直列リアクトル費の単価を神戸市電気設備標準歩掛単価表に記載し、誤りのないようにした。

設計変更

- ア) 工期が長期に渡る再開発ビル新築工事において、設計変更を工期末にまとめて増額変更しているため、途中の出来高検査で出来高が上がっていない状況が見られるもの (都市計画総局)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

工期が長期に渡る新增改築工事の設計変更の時期は、原則として、基礎完了時、躯体完了時、仕上げ完了時に行い、出来高検査時点で支払が適切に行えるよう、職員に周知徹底した。

(2) 施工・監督

監督

- ア) 再開発ビル建設工事において、監督員として特に重要な任務である根切り底等の立会い
検査記録が、工事監督日誌に記載されていなかったもの (都市計画総局)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後このようなことが無いよう、工事監督日誌への記載はもとより、工事監督チェック
リストに基づき業務を行うよう本市の担当職員に周知徹底しました。

施工

- ア) ボックスカルバート築造工事において、設計図書に記載されている規格の鉄筋材料を一
部使用していなかったもの (建設局)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

現場における使用材料の確認について局内の工事担当者会議を行い、施工者への設計内容の
熟知を図ることと搬入された材料に不備がないよう現場のチェック体制を強化することで工事
監督担当者への教育を徹底いたしました。

- イ) 雨水排水管布設工事において、マンホール人孔の施工に際し、必要な安全対策上の配慮
をしていなかったもの (みなと総局)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

関係する市職員で構成される工事連絡会で、安全施工に対する職員の責務を再認識させ
るとともに、施工計画書等で確認し業者指導を適切に行うよう周知し、再発防止の徹底を
図った。